

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	行政財産目的外使用許可の取消	
根拠法令・条項	地方自治法第２３８条の４第９項	
所 管 課	住宅 部 住宅管理課	
処 分 基 準	地方自治法第２３８条の４第９項、堺市行政財産の目的外使用に関する条例及び行政財産の使用許可に関する取扱要領に基づき判断する。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	